



CONTENTS

I Farewell

退職を迎えて 一思い出とお礼と—
立命館での法学教育の思い出
定年退職にあたって 一広小路時代の思い出—

田中 恒好 2
薬師寺公夫 5
吉村 良一 8

II Sabbatical

凱旋門の無名戦士

松尾 剛 12

III Academic Conference

日本私法学会第79回大会開催報告

松本 克美 14

IV Ceremony

第10回平井嘉一郎研究奨励賞授与式
第13回天野和夫賞授与式

小松 浩 16
小松 浩 17

V Study Group

研究会

18

退職記念

Farewell

退職を迎えて一思い出とお礼と一

田中 恒好 TANAKA Tsuneyoshi

私は2002年4月に商社マンから転身して立命館大学大学院法務研究科に赴任しました。その経緯についてや法科大学院での思い出については立命館法学の退職記念論文集の中でオーラルヒストリーとして語っていますので、この小文ではオーラルヒストリーでは語りきれなかったエピソードについて書いていきたいと思います。

まずは京都セミナーと東京セミナーについてです。文部科学省の形成支援プロジェクトの一環として2005年9月に第一回目を開催した京都セミナーに加え、2008年2月からは東京セミナーをスタートさせました。京都セミナーは日本法の基礎と現在を英語で学ぶ短期集中講義（グローバル時代の日本法）であり、東京セミナーは英語で学ぶ日本経済と法をそのテーマとしています。2015年2月には京都セミナーの10回目を記念してThe Australian Network for Japanese Law (ANJeL)との共催で「国境を越えた法学教育」に関するシンポジウムを開催しました。

セミナーの詳しい内容は毎年報告書を配布していますので、セミナーの周辺や舞台裏について少し報告したいと思います。セミナーの参加者はここ数年の平均ではオーストラリア大学の学部生と院生が合わせて40数名、APUが5～10名、それに立命館大学の法科大学院生が10数名程度となっています。講義は原則として日本人と外国人の講師がペアで行います。毎年外国人講師が8名、日本人講師が10名程度です。10年の歴史のおかげさまで講師はほぼ毎年同じ方々をお願いして



いますが、ご都合のつかない先生も出てこられます。その際にはその先生に替りの先生を紹介してもらいますが、その先生に直ぐにお願いにすることができないのです。このセミナーは立命館大学法科大学院とシドニー大学との協定の下で開催されています。シドニー大学は自校の学生及びオーストラリアの他の大学の学生に対して単位を与えています。そのためにセミナーの内容については都度シドニー大学との間で確認をする必要があります。簡単そうですが、シドニー大学の要求するレベルに達していることが求められるので、お願いする先生の業績や英語力をきちんと伝える必要があり、毎回ヒヤヒヤしています。また、私もそうですが、回を重ねて来たので退職される先生や大きな役職に就かれる先生も増えてきました。そのことは日本人先生だけでなく、外国の先生にもあてはまるので今後は早めの対策が必要と考えます。

セミナーでは受講生に授業資料を入れるた



歴代バッグの一部

めの立命館のロゴが入ったバッグや記念品を配布しています。バッグは毎年同じものでも受講生は毎年変わるので問題はないのですが、講師の先生方は上述したように同じなので変化をつけます。楽しみにしていただいている先生もおられるので、選定には気を遣います。厚手のトートバッグにしたり、セカンドバッグとして使える薄手のものにしたり、色も生成りや紺色にしたりしてきました。記念品も色々なものを用意しました。セットになったボールペン、タッチペン付ボールペン、折りたたみ傘、いろいろなメーカーの保温水筒、温度・湿度計等です。評判の良いものも悪いものもありました。私にとって最悪だったのはデザインは良かったのですが、すぐに骨が折れてしまう折りたたみ傘でした。これに関してはクレームもたくさん来しました。保

温水筒は概して評判は良いのですが、それでも大きさについては意見がでできます。机の上に置いて使いたい人とバッグの中に入れて持ち歩きたい人では要望が違います。毎年11月に入るとセミナー事務担当の上野さんとカタログを見ながら検討するのですが、評判が良かったときにはうれしいものです。

オーラルヒストリーでは残念ながらほとんど話せなかったゼミについては是非触れておきたいと思います。ゼミ生は最終的には12期生まででしたので、年平均15人とするると約180人です。ゼミの思い出もゼミ旅行を含めていろいろあるのですが、ここでは毎年行っている浴衣宴会について書きます。最初はゼミを受け持ったその年に京都駅前のホテルのビアガーデンで開催しましたが、参加者は数人という寂しいものでした。次の年からは趣向を変えて、知人に頼んで賀茂川の床を借り切って行うことにしたところ、ゼミ生も2学年そろったこともあり、20人を超える参加者が集まりました。ドレスコードは浴衣・もしくは着物着用です。甚平は不可です。床を借りていた時は料理はケータリングを頼み、飲み物も自分たちで用意しました。この年から浴衣宴会の目的は3回生が4回生、OB・OGを接待すること、および3回生が結束することが目的となりました。床を借り切ったの浴





鴨川納涼床での初の浴衣宴会

衣宴会は5回くらい行いましたが、ゼミ生の人数が増えてきて床では収納できなくなりました。50人位迄は床と室内を使えば大丈夫なのですが、雨が降ると全員が室内に入ることになるのでやはり40人弱までが限界です。そこで朱雀キャンパスのTAWAWAで一度行った後からはホテルの宴会場を借り切ってしまうことになりました。ホテルになってからはケータリング等の準備も必要なくなりましたが、ビンゴ等のゲームを3回生にしきってもらいます。卒業生からは景品が寄せられました。毎年の出席者は60人を超えます。私のゼミは毎年女子が3分の2、男子が3分の1

という構成なので、ほとんど全員が浴衣を着用する宴会は大変華やかで毎年の夏の楽しみでした。卒業生を含む宴会は冬に忘年会を行います。2015年12月に行った忘年会は3・4回生10人を含む30数人が参加して大変にぎやかな宴会でした。このように、ゼミ生が在学中だけでなく卒業後も元気な姿を見せてくれ私を喜ばせてくれるのは大変ありがたいことです。もちろんゼミ生にとってもゼミ仲間は重要なつながりです。退職後も浴衣宴会は難しくともビア・ガーデン宴会や忘年会は続けていきたいと思っています。

(たなか つねよし・国際取引法)



立命館での法学教育の思い出

薬師寺 公夫 YAKUSHIJI Kimio

私が神戸商船大学から立命館大学に転勤して参りましたのは、1987年でした。同年3月末、神戸商船大学で懇意にして頂いた戦後日本のILO国際公務員の草分けともいべき樋口富男先生が癌で亡くなられ、雪降りしきる六甲のご自宅で奥様、商船大学の同僚とともに葬儀を済ませた足で、立命館の辞令を受け取りに来たのを覚えています。1年後の国際関係学部の開設を前に、西日本初の国際関係学部を成功させるために山手先生が移籍されることになり、その後任として着任いたしました。同期のお一人は、1年後同じく国際関係学部に移籍された故堀田牧太郎先生で、先生は同学部の後、APU新設の際に別府に赴任されました。教学部長を終えた後の私に先生からたびたび「薬師寺先生、APUに来てよ」というお声かけがありましたが、約束を果たすことができたのは、これも残念ですが、彼が癌に倒れた約2年後のことでした。

このように劇的な別れと出会いの立命館赴任でしたが、今ひとつ思い出しますのは、赴任前というのに若手懇旅行（伊勢・志摩と記憶しています）に新人として参加させて頂きました。夜の宴会でカラオケを歌うことになり、「舟歌」を歌ったのか「熱き心に」を歌ったのか、新人らしからぬ図々しさに、松岡（松丘子）先生の「短歌」の格好の素材になってしまいました。爾来、足かけ30年にわたり、法学部、APU、法務研究科のみなさまに大変お世話になりました。立命館30年の思い出の内、研究と行政、APU派遣と法科大学院帰任については、既に、『立命館法学』



2015年度の5・6合併号に掲載されるオーラルヒストリーの中で詳しくお話する機会がありましたので、そちらに譲り、ここでは、立命館大学法学部時代の学部教育の思い出について少しだけふれてみたいと思います。

何と言っても、懐かしく、忘れられないのは、基礎演習、国際法専門科目とゼミです。私の大学時代には基礎演習に匹敵するものはありませんでした。赴任直後に、クラス担任と法学基礎教育だけでなく全学協の大学文書の説明責任まで負うというので、基礎演習の準備は立命館用語の詰まった学内文書の「解読」も含めてなかなか当初は大変でした。基礎演習は当時40人ぐらいの中集団で、1年間続く4単位のものでした。テキストから5-6のテーマを選んで、主報告班と副（対抗）報告版班等を編制して、1年間間延びしないように留意しながら、テーマの調べ方、レジユメの作成の仕方、討論の仕方の基礎を教え、それらを通じてリーガルマインドを養成する

という「欲張り」な試みでした。幸い立命館には、やがて現在のオリター制度の前身のような形で上回生の援助が入るようになり、新入生の目線で学生の相互援助がなされ、彼らに正課だけでなく課外でも随分助けられました。また、大学院時代に当時院生だった大河純夫先生がチューターとなって行なわれた戒能道孝『法律講話』の読書会の経験や神戸商船大学時代の6年間の一般教育としての法学教育の経験のお陰で、何とか慌てず基礎演習に慣れていけたと思います。基礎演習はいろいろと改善すべき点はあるでしょうが、これを経ることで、3回生を見ると、法学専門教育に移行するために必要な論理的思考方法とか法規則の社会的基盤についての問題意識を、なにか少し身につけたのかなという逞しい「変身」をしばしば感じたものでした。その形式は別として、今後とも発展的に継承すべき立命館の制度かなと思っています。国際比較法コース、国際インスティテュートの学生を受けもったときは、氷室から恒心館に移転した国際関係学部の新施設もよく利用させて頂いたものです。また9時過ぎまで授業した後で議論した社会人二部学生の基礎演習、時には学生には甘いとか叱りつけてくれた昼夜開講制クラスの社会人学生さん、臨時定員受け入れ時のあふれかえった教室、苦労もありましたが、実に懐かしい思い出です。

専門講義は国際法を担当しました。当初は、4単位の国際法Iと国際法IIだったと思いますが、その後2単位もの4つに分れたりしました。要は全体を通して、基礎をしっかり系統的に学ぶことができるにはどうすればいいのか、試行錯誤の連続だったように思います。若い頃は、レジユメの量は分厚いものの情報の整理が今ひとつで、講義は「難解」で、成績はやたらと厳しい「撃墜王」だったかもしれません。今も、「先生の講義を受講していました」という教職員・卒業生の皆さんにいろいろな機会にお会いすることがありますが、「有り難うございました」という気持ちの反面、「冷やっ」とすることもあります。最近思うのは、新司法試験制度とロースクール教育制度の導入以降、理念とは逆に実態としては、国際関係法科目の学部専門教育における選択化・簡素化が全国的に進行し、グローバル化の掛け声とは裏腹に、益々日本の法学教育の「ガラパゴス化」(国際感覚とのズレ)が進行しているのではないかということで、これには少し危機感をもっています。

ゼミは、やはり一番の思い出です。最初の10年近くは、今よりゼミの人数も多く2年に1度2年制のゼミを担当する仕組みだったと記憶していますが、途中で、3回生・4回生の半舷上陸の仕組みに変わりました。ゼミでの国際法教育は、最初はケースブック国際法や



強制失踪委員会（第1期）の
委員と一緒に
（パレ・デ・ナシオン）



セミナー国際法に掲載されている国際法判例や事例の中から好きなものを選んで報告・討議する個人報告型から、やがて模擬裁判形式のグループ型のものに移行し、やがて現在のディベート方式に切替えました。約7割ぐらいのゼミ生は国際法が初めてという構成なので、どの方式にも一長一短があり、これがベストというものには至りませんでした。しかし、国際法の知識はその必要があれば卒業してから、また見返せば良いのであって、それよりもグループでレジユメを作る作業や、討議を通じて、チームとして作業をしていくプロセスの難しさや面白さを、体験を通じて学んでくれればと思います。敢えて、個人報告より集団的作業を重視しました。携帯やメールと

いう便利な機器の利用によって、学生が作成するレジユメには目を見張るものが多くなりました。反面、それらはあくまで道具であって、直接面と向かった議論の場を通じて共通のものを仕上げていく現場体験の感覚を失わないようにしたいと思います。私のゼミはいつもお酒と縁の切れないゼミで、ゼミ生のお陰で楽しい旅行や、ドライブ、コンパなどを体験させていただきました。毎年多数の年賀状を通じてゼミ卒業生とご家族の元気な情報をうかがい、私の方が励まされています。最近ではFacebookの習熟を迫られているところです。

こうして30年にわたり、実に有意義な立命館の教育生活を送らせていただいたと思い





還暦記念の時の同窓会
(ゼミ・基礎演習の卒業生とともに)

ます。「すべては学生のために」という立命館のモットーが私は好きです。この合い言葉は、脈々と受け継がれ、これからも不変と思います。そうした思い出いっぱいの立命館法学部におれたことを誇りに思うし、それを支

えて頂いた、教職員の先輩、同僚、後輩のみなさま、また一緒に歩んだ学生諸君に心より御礼を申し上げます。

(やくしじ きみお・国際法)

Farewell

退職記念

定年退職にあたって 一広小路時代の思い出

吉村 良一 YOSHIMURA Ryoichi

1. この3月をもって、37年間勤務した本学の定年退職を迎えることになった。赴任は1979年4月であり、当時、28歳であった(学生に毛の生えたような年齢で、4月の新学期には、新入生歓迎のサークル勧誘のチラシを渡されたりした)。当時、民法部門の最年長であった故乾昭三先生や、大学の先輩であった大河純夫教授らのお誘いによるものであり、奈良生まれで大学と大学院が京都の私にとって、関西に就職できるのはありがたいお話だったが、当時、立命館は忙しいので「落命館」だとか「絶命館」だなどと揶揄する人がいる中で、赴任当時は、いつまで勤まるかという不安がないでもなかった。それが、まさか、定年まで37年間も勤務することにな



ったということには、ある種の感慨もあるが、しかし、考えてみると、あっと言うまでであったような気もするし、少なくとも、充実した、

その意味で幸せな教員・研究者としての生活を送ることができたと思っている。これも、法学部・法科大学院の多くの同僚教員、法学部・法科大学院で、あるいは、教学部や組合等で一緒に仕事をした方々と、そして何よりも、多くの学生・院生諸君のおかげだと感謝している。

2. ニューズレターに定年にあたっての文章を求められた際に、37年の思い出として何を書こうかと考えたが、結局、私が2年間だけ経験した広小路キャンパスの思い出を書くことにした。というのも、法学部が広小路から衣笠キャンパスに移転したのが1981年3月であり、その頃を知る現職の教職員も残り少なくなったからである。そこで、古いアルバムを探してみると、移転の前年（1980年）の秋ころにキャンパスの正門前で撮影した写真が出てきた。私の第1期のゼミの諸君と、ゼミの時間が終わった後、広小路キャンパスがもうすぐ無くなるということで、記念に撮ったものである。右端の若い教員が30歳の私である。後ろの時計台がある建物（広小路・



赴任初年度に担当した基礎演習クラスの合宿
1979年12月、「蓬莱(びわこ)セミナーハウス」の屋上にて

存心館)を含めて、今はもう跡形もない。

私が赴任した1979年は、「衣笠一拠点化」(懐かしい言葉)の最終段階で、広小路に残っていたのは法学部だけ(二部(夜間部)の法学部はすでに衣笠に移転していた)であり、そのせいで、キャンパスは広々としていたが、何しろ老朽化が激しく、しかも、すぐに取り壊す(正確には、キャンパスを京都府に売却する)ことになるので、修理も行き届かず、研究室にガスストーブはあったが、すきま風



「一拠点化」前年(1980年)の広小路キャンパス正門にて第1期のゼミ生と



が入り込む寒い部屋で、同じ年に就職した法哲学の故兼子義人助教授の研究室でガス漏れ騒ぎがあったことを記憶している。学生は法学部生だけ。しかも、当時の法学部の女子学生比率は10%程度ということで、男ばかりのキャンパスであった（教員にも女性は英語担当の藤原先生が一人。ただ、職員には女性が比較的多く、事務室には鈴木さんや山田（当時、大淵）さん、現在の共同研究室にあたる場所に、野村さんと石井さんなどがいた）。

赴任した年は、一部と二部の基礎演習を担当したが、当時は、クラスの学生数は50名以上で、二部には社会人で当時の私より年齢が上の人も少なくなかった。二部は衣笠にあって、基礎演習は火曜の午後6時スタート。火曜日は教授会日で、しかも、1979年は、「スライド制学費」導入をめぐる学生自治会との激烈な議論が闘わされた、いわゆる79全学協の年で、教授会の時間も長く、二部の基礎演習を担当している何人かの教員は、5時を回ると、教授会の中に出前のきつねうどんをかけ込み、タクシーで衣笠に向かうといったことがしばしばあった。

3. 大学院からすぐ赴任した私には教歴はなく、基礎演習も先輩教員、特に、1979年の学部主事（現、教学担当の副学部長）であった商法の志村治美先生（ちなみに、学部長は国

際法の山手治之先生）や、二部の教務主任であった同じく商法の齊藤武先生や刑事訴訟法の久岡康成先生などに、どのようにクラス運営をすればよいかといった点について聞きながらの、手さぐりの授業であった。大学院時代に学生サークルの指導をしたことがあったので、今考えると、10歳程度しか年の離れていない教師がサークル活動のノリでやっていたように思う。当時滋賀県にあった「蓬莱セミナーハウス（後、びわこセミナーハウス）」で宿泊をとまなう合宿もやったし（前頁の写真参照）、学内の球技大会では学生と一緒にバレーボールをやったりした（当時、広小路にはグラウンドがなく、スポーツは鴨川沿いの施設を借りてやっていた）。私としては、それなりに一生懸命やったつもりだが、翌年に、講読という当時あった2回生小集団科目でそのクラスを担当されたベテランの政治学の先生から、「しつけがなっていない」と怒られたりした。ただ、数年前に、そのクラスの学生が卒業30年を記念してクラスの同窓会を持った際に、お誘いを受けて参加して、30年ぶりに旧交を温める機会があった。ゼミはOB・OG会があるが、基礎演習クラスから同窓会のお誘いを受けたのは初めてで、若い頼りない先生だったが、学生諸君はそれなりに受け止めてくれていたことが分かり、嬉

しかった。

2年目に一部と二部の両方でゼミを持ったが、片方は広小路、他方は衣笠（まだ衣笠の存心館は出来ていなかったので、多分、清心館あるいは学而館）ということで、なかなか大変であった。当時は2年持ち上がりのゼミで、定員が30名弱（写真の学生数から想像していただこう）。それが、一部のゼミの場合、広小路の古い教室（机がすべて教卓の方を向いた普通の小教室）で、とても全員でいろいろ議論できる構造ではなかった。ただ、これも学生諸君と年齢が近い利点を生かして、春に白浜温泉に旅行に行ったりして、親しくつきあった。何人かはゼミのOB・OG会にも良く顔を見せてくれる。このゼミ生諸君が、4回生の時に衣笠でゼミを初めてやった学年である。今の存心館の3階か4階のゼミ教室だったと思うが、真新しいゼミ教室での授業で、ゼミ生全員の顔が見通せて、良い環境になったと感じたものであった。

この広小路の2年間、私はいわゆる大講義は担当しなかった（担当したのは基礎演習、英書講読、それから、当時あった「法職課程」

の授業）ので、広小路の大教室での授業経験はないが、古い、したがって、座り心地の悪い椅子の、音響効果も悪い教室であったという記憶は残っている。

4. 広小路の最後に行われたのが閉校式典（1981年2月5日）で、広小路キャンパスに大勢の学生やOB・OGが集まり、ファイヤーストームが行われ、立命出身の歌手の杉田次郎さんが来て歌を歌った（「戦争を知らない子どもたち」も歌ったような気がする）。そして、その後、提灯を掲げた学園執行部を先頭にした「広小路学舎閉校祭典パレード」が行われた（ただし、私自身は、当日、風邪をひいていたので、式典の途中で引き上げて、パレードには参加していない）。法学部出身の天野和夫総長を先頭に、「衣笠一拠点化」を無事に実現し、衣笠での新しい法学部創造に向けた第一歩であった。

※この「祭典」の映像をYou Tubeで見ることができる（キーワードは「さよなら広小路」）。

（よしむら りょういち・民法、環境法）



外留報告

Sabbatical

凱旋門の無名戦士

松尾 剛 MATSUO Takeshi

昨年9月、1年間のパリでの学外研究を終えて、無事帰国することができた。16年度改革を目前にした時期に、長期にわたる研究専念期間を与えて下さった法学部の皆様に、この場を借りて衷心より感謝申し上げたい。本当にありがとうございました。

さて、私がフランスに入国した2014年は、折しも第1次世界大戦の勃発から100年目にあたり、パリでも様々な催しが企画されていた。惨禍の歴史を振り返り、平和の重要性を噛みしめようとする真摯さは理解できるものの、しかし盛り上がりには欠けていたように思う。それも無理からぬことだろう。第2次世界大戦、インドシナ戦争、アルジェリア独立戦争などを経たフランスにとって、やはり100年前の大戦争は、遠い歴史の彼方に浮かぶ朧な残像なのかもしれない。

とはいえ、この戦争がフランス現代史を決定的に打刻したこともまた、否定しがたい事実だ。戦争による損失総額550億フラン。まさに天文学的数字である。そのうえ800万もの若者を動員したあげく、145万人があたら戦場で命を失ったのだ。結果残された70万人の寡婦と76万の孤児。かててくわえて死者の半数が身元不明として戦場に遺棄されたのである。遺体と対面することもかなわない家族から怨嗟の声かき起さるのも当然だろう。いかにして戦死者を顕彰し、遺族を慰めるかが、戦後フランスにおける喫緊の課題となったのも宜なるかなである。

そこで現れたのが「無名戦士の墓」というアイデアだ。個々の戦没者を祀るのではなく、



無名戦士が選別されたヴェルダンの地下壕

名も無き一兵卒の遺骸に145万の死者を代表させれば、遺体を失った親族も「そこに眠っているのは、私の身内かもしれない」と思い入れできる、というわけだ。

そのためにも、祀られる死者は可能なかぎり無名でなくてはならない。身元が特定されるようなことがあれば、如上の思い入れは不可能となってしまうだろう。そこで9つの旧戦場地域からそれぞれ1体ずつ、身元不明の遺体を集められた（そのうちひとつは、元ドイツ兵の可能性が排除できなかったため選択肢から除外）。これらの遺骸をシャッフルし、由って来る地を分からぬようにしたうえで、守衛の兵士に、8つの遺体からひとつを選べとの命令が下された。その結果選ばれた遺体が1920年11月、パリの凱旋門に葬られる。これが現在も灯明の絶えることのない無名戦士の墓である。

かくて、どの戦場で死んだのかも分からぬ名も無き一兵卒が、その匿名性ゆえに、すべての戦死者を表象する存在となった。凱旋門の無名戦士は、畢竟、個別性を消去されるこ



パリの凱旋門にある無名戦士の墓

とで普遍性を獲得したのである。小説家ユンガーによれば、無名戦士の墓とは、国家に捧げられた幾多の犠牲を、誰が見ても分かるように概念化したものなのだ。

このような死者の追悼方法は、ユンガーも指摘するごとく、すぐれてフランス的であり、そこにはフランス思想の特質がよく現れている。その特質とは普遍性への意志である。すなわち、文化芸術や社会制度の果実はすべての人間が享受しうるものでなくてはならない、との信念である。そして哲学者ドゥブレの言葉を借りれば、普遍的であるとは抽象的であることなのだから、戦没者の遺族全員が拝跪できるまでに抽象化された無名戦士の墓こそは、フランス文化究極の精華と考えても、

あながち的外れではあるまい。

しかし、この普遍指向こそが、今日では各所から異議申立を受けている。すべての構成員に普遍的な規則に従うよう求めることは、各自の個性を捨てよ、と要求することに他ならない。これに対し、普遍性ではなく個別性を、たとえば信仰の名において要求する集団が現れた時、それを峻拒できるのか。ひょっとすると、普遍的なものを紐帯とする社会など、ある特殊な条件下でのみ可能なものではないか、換言すれば、この社会思想はいかなる普遍性も有しないのではないか、そんな疑問に答えることを、今のフランスは余儀なくされているのかもしれない。

(まつお たけし・フランス語)



第1次世界大戦最大の激戦地ヴェルダンに建つ納骨堂

Academic
Conference

学会開催報告

日本私法学会第79回大会開催報告

松本 克美 MATSUMOTO Katsumi

日本私法学会第79回大会が昨年10月10日(土)、11日(日)の2日間にわたり、立命館大学以学館にて開催されました。私はたまたま私法学会の今期の理事をしている関係で、開催校責任者の役目を仰せつかりました。

日本私法学会は、ご存知のように民法、商法、民事訴訟法などを専門とする研究者や実務家を中心とした会員数2000名を超える学会です。創立は戦後間もない1948(昭和23)年、発起人13人の中には我妻榮先生、中川善之助先生、大隅健一郎先生など民法、商法の大家の先生に加え、立命館大学総長を長く勤められ民法学界の重鎮でもいらっしゃる末川博先生もお名前を連ねておられます。会員数が多く、従って、開催する学会の規模も大きくなることから、私法学会の大会は、ある程度の大規模校でないと開催できません。立命館大学での私法学会開催は、1953(昭和28)年の第12回大会、1961(昭和36)年の第25回大会、1983(昭和58)年の第47回大会以来、実に32年ぶりの開催となります。前回の大会は法学部のある存心館で開催されたとのことで、以学館での開催は初めてとなります。

会場を産業社会学部の本拠である以学館としたのは、今回の私法学会2日目のシンポジウムが、民法関係、商法関係とそれぞれ1つずつの合計2つとなり、予想される参加者の規模からして存心館のみでの開催が困難という事情によるものです。以学館では、1号ホールを民法シンポに、3階の大教室を商法シンポにあてました。

大会2日目の民法シンポジウムのテーマは、



この数年来法制審議会の民法(債権関係)部会での議論で審議対象となっていなかった「不法行為法の立法課題」、商法シンポジウムのテーマは、「会社法・金商法における株式市場価格の意義と機能の探求」で、それぞれ約600名、500名の参加者が参加し、充実した報告と質疑が行われました。

また、大会1日目の個別報告部会では、本学法学部の中谷崇先生が「共通錯誤の歴史的考察——ドイツ法における展開を中心に」をご報告され、いわゆる学会デビューを美事に果たされました。さらに1日目の拡大ワークショップ「福島原発事故賠償の法的課題——損害論を中心に」と上記の民法シンポでは、本学法務研究科の吉村良一先生がご報告、コメントーターをなさいました。その他、個別報告は、3つの部会に分かれて合計13本の報

告がなされました。またワークショップは「責任能力と監督義務者責任」「M&A 契約の検討——価格条項・表明保証条項を中心に」が開かれました。

本来は、シンポやワークショップ、個別報告の内容や質疑の様子などについてもここでご紹介できれば良いのですが、大会2日間を通じて、責任者として竹濱修先生とともに本部詰めをし、また、適宜、各会場や受付などを見回って全くの裏方として過ごしましたので、学会の実質的内容は見聞できておりません。後日発行されます学会誌『私法』の最新号をご参照いただければ幸いです。

さて、今回の私法学会開催にあたりましては、実に多くの方に多大なご協力をいただきました。とくに吉田美喜夫総長、市川正人副総長、宮井雅明法学部長には、超多忙の中、それぞれ商法シンポジウムの冒頭、1日目夕方の理事会の冒頭、2日目昼の運営委員会の冒頭で開催校としてのご丁寧かつユーモアにとんだご挨拶をいただきました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

また私法学会の会員の先生方におかれましては、お一人ずつお名前を記すことはいたしません。事前準備会に加えて会場設営、各種備品運搬、受付、誘導、弁当の味見、手配、配布、各会場責任者等々として、献身的なご尽力をいただきました。また、法学部のゼミ生、法学研究科の院生諸君にも朝早くから一日中、実に美事に働いていただきました。法学アカデミーの赤塚さんには、出席葉書の整理、参加者名簿の作成、会場の各種案内図、掲示物の作成、受付など、文字通り筆舌に尽くせないご尽力をいただきました。



こうした皆様のご協力によりまして、参加者の皆様からは、今回の私法学会はコンパクトに一つの会場でまとまり、誘導や案内、弁当をはじめ、全てに行き届いた良い大会であったとの高いご評価をいただくことができました。

最後に、準備段階から様々なご配慮、ご協力をいただきましたクレオテックの皆様、大会開催にあたり、様々な補助、支援をいただきました立命館大学にも深謝いたします。

何だか身内への感謝の言葉ばかりで恐縮ですが、これで大会開催のご報告に代えさせていただきます。

(まつもと かつみ・民法)



授与式報告

Ceremony

第10回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

第10回平井嘉一郎研究奨励賞の授与式が、2015年5月23日(土)、朱雀キャンパスにて開催された。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生(昭和15年卒)の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2006年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科(法科大学院)において優秀な成績を収め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内・国際社会に貢献する人材を育成することである。

本年度は、法学研究科から、知名春香氏(法学研究科博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コース1回生)、和食光洋氏(法学研究科博士課程前期課程法政リサーチ・コース2回生)、佐竹宏章氏(法学研究科博士課程前期課程研究コース2回生)、法務研究科からは、千葉あすか氏(法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程2回生)が受賞した。



授与式では、吉田美喜夫学長から祝辞と各受賞者への賞状が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。

本年度は平井賞10周年に当たり、それを記念して、授与式終了後、会場を京都ホテルオークラへ移し、過去の受賞者も参集して、懇親会を行い、楽しいひとときを過ごした。

(法学研究科長 小松浩)



第13回天野和夫賞授与式

2015年11月16日(月)、「第13回天野和夫賞授与式」が衣笠キャンパス至徳館において開催された。

本賞は、法哲学者としても活躍された立命館大学元総長・学長、故天野和夫先生のご令室・天野芳子様のご寄付に基づき、立命館大学大学院法学研究科において優れた研究成果を出して学位を取得した大学院修了生、ならびに法の基礎理論研究の成果によって学問の発展に多大な寄与をしたと認められる、主として若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とするものである。

今回受賞した受賞者およびその受賞論文は以下のとおりである。「卓越した研究成果をもって本学大学院法学研究科において課程博士の学位を取得した者」として、徐文海氏「訴訟と調停の連携——日中比較を通じて——」が受賞した。また、「特に優れた成績をもって本学大学院法学研究科において修士の学位を取得した者」として、片保涼介氏「近世日本の刑事法における高齢者——明律の影響——」が受賞した。「法の基礎理論研究において優



れた研究をもって学界に貢献した者」として、横浜国立大学教育人間科学部講師の小沢奈々氏『大正期日本法学とスイス法』（慶應義塾大学出版会、2015年）が受賞した。

授与式では、吉田美喜夫学長から受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員会を代表して法学研究科長から受賞の祝辞と選考理由の報告がなされた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられた。最後に、天野芳子様より各受賞者に対して今後の研究に対する期待と励ましのお言葉を頂戴した。授与式に引きつづき、天野芳子様と受賞者を囲んで茶話会が催された。

(法学研究科長 小松浩)



Study Group

研究会

2015年6月～2016年3月

法学部定例研究会：

- 15年 6月 29日 第1回公法研究会：有馬春樹氏「自由権規約個人通報手続における国内救済の完了に関する一考察—通報提出後に救済が整備された事例をめぐって—」
- 15年 7月 4日 商法研究会：渡邊博己氏「可分債権の共同相続と遺産分割前の相続人の権利」、島田志帆氏「ドイツ法における目論見書責任と会社の過失」
- 15年 7月 17日 「家事事件当事者の合意による解決と家事調停・メディエーション機能の検証」研究会：宋賢鐘氏「韓国における面会交流支援と養育費履行管理院制度の実情」
- 15年 7月 18日 第3回養育支援制度研究会シンポジウム：能登啓元氏「基礎自治体における情報提供と相談対応」、二宮周平氏「親教育のあり方と子どもへの情報提供」、宋賢鐘氏「韓国の取組み～義務的相談 離婚案内」
- 15年 7月 23日 博士論文公聴会：王一晨氏「拡大生産者責任に関する比較法的検討—日中米における比較考察—」
- 15年 7月 24日 第3回民事法研究会：中谷崇氏「共通錯誤の歴史的考察—ドイツ法における展開を中心に—」
- 15年 7月 30日 ランチタイム法政研究会：葉師寺公夫氏「国際人権規約と人権保障の国際的動向—法曹への紹介」
- 15年 9月 5日 商法研究会：品谷篤哉氏「株式の仮装払込み—問題の系譜—」、藤嶋肇氏「議決権代理行使にまつわる近時の議論—OLG Braunschweig, Beschluss vom 27.08.2013-2w 142/12を参照して—」
- 15年 9月 11日 緊急公開シンポジウム「憲法から安全保障法制を考える」：岩井忠熊氏「戦争と平和の時代を生きて」、植松健一氏「安全保障法制をめぐる憲法問題」
- 15年 10月 3日 商法研究会：岸本雄次郎氏「現金通貨たる信託財産の独立性」、伊藤吉洋氏「独立当事者間取引を基準としたMBO等における利益相反回避装置」
- 15年 10月 9日 コンラート・アデナウアー財団共催「ヨーロッパ法制セミナー」：クラウス・シューラー氏「選挙キャンペーン戦略」、フランク・ブリース氏「政党の発展状況と選挙民の行動変化」
- 15年 10月 9日 第1回最高裁研究会：見平典氏「日本の最高裁判所—判決と人・制度の考察」書評会
- 15年 10月 23日 第1回政治学研究会：堀雅晴氏「マルクスとガバナンス論：アソシエーション論への包摂に向けて」
- 15年 11月 7日 商法研究会：高橋慶親氏「粉飾決算？不適切会計？虚偽記載？」、中村康江氏「会社法における『事実上の取締役』の責任」
- 15年 11月 27日 第4回民事法研究会：本田撰氏「DIによる人工授精と子の出自を知る権利」、馬場一誠氏「成年後見監督の機能の充実と役割分担～地域との連携を含めて」、鶴田幸嗣氏「民法94条2項における第三者保護要件の妥当性—権利外観法理の観点からの考察—」、和食光洋氏「約款の拘束力について—規範性の観点から—」、富飛鳥氏「消費者契約法10条後段規定の解釈について」、南智彰氏「児童虐待防止における一時保護手続きに関する制度的考察」

- 15年12月1日 税法研究会：伊藤友里氏「所得税法上の必要経費該当性～弁護士会役員が支出した交際費等の必要経費該当性をめぐる事例を題材として～」、岩瀬翔紀氏「所得税法183条1項における「支払」の意義」、太田友里氏「所得税法69条2項の「生活に通常必要でない資産」の意義及び範囲の再検討」、北田貴大氏「契約解除の遡及効と相続税法—広島地判平成23年9月28日を素材として—」、新川彩佳氏「所得税法23条における「預貯金の利子」の意義及び範囲」、中村茉莉氏「所得税法における一時所得の要件の判断のあり方についての再検討」、CHEN Ji氏「タックスヘイブン対策税制の適用除外要件の解釈のあり方について」、LIU Yadi氏「移転価格税制における推定課税と文書化」、渡部浩和氏「相続税法における同族会社の行為計算否認規定の再検討」
- 15年12月4日 第2回公法研究会：朴熙将氏「ヘイトスピーチ対策に関する憲法議論の再構築」、工藤雄大氏「重大な国際犯罪に対する普遍的管轄権行使の許容性」
- 15年12月5日 商法研究会：村田敏一氏「取締役の第三者に対する責任と株主の第三者性」、山田泰弘氏「特別支配株主の株式売渡請求を巡る取締役の義務」
- 15年12月11日 第3回公法研究会：佐々木順也氏「英国キャピタルゲイン税制の変遷からの日本法の検討」、今井麻絢氏「法的因果関係」
- 15年12月14日 刑事法研究会：石野達也氏「被害者の自己答責性の限界について—いわゆる「救助者事例」を素材に一」、佐竹宏章氏「詐欺罪における財産上の損害及び財産上の利益を得たことの意義について—詐欺罪の法制史的検討を踏まえて—」
- 15年12月16日 講演会：松本博之氏「請求異議の訴え」
- 15年12月18日 刑事法研究会：西山祐太郎氏「少年警察活動における「不良行為少年」の概念とその対応—「虞犯少年」との比較による検討」
YEON Soobin氏「韓国の被疑者取調べからみた日本の取調べの可視化の動向—法制審議会における議論を契機に」、吉川涼加氏「仮釈放制度における犯罪行為者の改善更正についての—考察」
- 15年12月21日 法政研究会：Akawat Laowonsiri氏「Relationship between the Emerging Human Rights Norms and the Private International Law in the ASEAN Community」
- 15年12月22日 第2回最高裁研究会：笹田栄司氏「わが国の違憲審査制の現状と課題」
- 16年1月9日 商法研究会：竹瀨修氏「生命保険契約における被保険者の自殺と精神障害」、小野里光広氏「イギリス会社法における『適正目的ルール』」
- 16年1月29日 第2回政治学研究会：村上弘氏「自民党一党優位と有権者の意識—『日本政治ガイドブック』出版後の研究方向」
- 16年2月3日 「ドイツにおける移民政策」講演会：Nadja Al-Wraikat氏「ドイツにおける移民政策」
- 16年2月6日 商法研究会：村上康司氏「JR東日本事件（資料版/商事法務376号176頁、金融・商事判例1478号37ページ）」、土岐孝宏氏「精神障害中の保険事故招致にかかる免責法理の研究～序論～」
- 16年3月5日 商法研究会：瀬谷ゆり子氏「非営利法人のガバナンス—学校法人の監事監査体制の問題点—」、武田典浩氏「倒産手続と取締役の対第三者責任—集团的処理に服すべきか」
- 16年3月27日 講演会：ヨハネス・ハーガー氏「ドイツにおける訴えの客観的併合」



立命館ロー・ニュースレター
第80号 (2016年3月)
編集：立命館大学法学会
 ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)
発行：立命館大学法学会
 〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/rlrindex.htm#nl](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlrindex.htm#nl)